

## [事案 2025-19] 特定障害不担保特約解除請求

・令和8年1月30日 裁定終了

### <事案の概要>

特約の解除を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成24年11月に契約した医療保険（特定障害不担保特約および特定疾病・部位不担保）について、以下の理由により、特定障害不担保特約を解除してほしい。

- (1) 契約締結の際、視力障害にかかる特定障害不担保特約と、緑内障にかかる特定疾病・部位不担保の特別条件を承諾して、本契約を締結した。保険会社が本特約および特別条件を付加した理由は、告知の際に、高眼圧症の治療中であったこと、点眼薬を使用していたこと、また、網膜裂孔により手術を受けたことが理由だと思われる。
- (2) その後、点眼薬による治療が終了したことなどから、令和3年12月に、特定障害不担保特約および特定疾病・部位不担保の特別条件の解除を求めたが、保険会社は、緑内障にかかる特定疾病・部位不担保の特別条件は解除したが、視力障害にかかる特定障害不担保特約は解除しなかった。
- (3) 特定障害不担保特約の原因となった点眼薬が不要になったにもかかわらず、保険会社が特定障害不担保特約を解除しないのはおかしい。
- (4) 保険会社は、新たに保険に入り直せば、特定障害不担保特約は消せると言うが、本契約も新しい保険契約も、自分を被保険者とする保険であることは変わらない。新たに保険に加入すれば特定障害不担保特約が付かないのに、本契約では、特定障害不担保特約の解除が認められないというのはおかしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約成立段階で、特定障害不担保特約の承諾を得ることは、当社のリスク管理の観点から、当時必要と判断したものであって、契約後、申立人からの要望により解除することは想定していない。特定障害不担保特約は、約款の主契約および特約部分にて契約者が解除を請求できるとの規定はなく、制度上、この特約は解除を予定していない。
- (2) 特定疾病・部位不担保は、特定障害不担保特約と異なり、その対象となる疾病や部位は特定されていることから、対象の内容によっては不担保期間中に特定疾病・部位不担保の解除を想定し得る。本件でも、特定疾病・部位不担保の特別条件は、緑内障という特定疾病について、申立人の申出を踏まえて解除が可能と判断した。一方、特定障害不担保特約は、その対象が視力障害または聴力障害の二つであり、そこに至る原因については、疾病、不慮の事故等様々な要因があり得るものであり、告知書等の顧客からの申告のみでそのおそれがないと判断することが難しく、上記のとおり、そもそも本特約の解除を想定することは難しい。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時等の申立人の健康状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。